

別紙第9

避難受入段階の計画

要旨	他都道府県から避難住民等を受け入れる段階では、県と受入地域市町村で受入、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 ----- 避難所等の衛生管理マニュアル、避難所管理・運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難都道府県、受入市町村との協議、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		
事態への対応	準備	
	避難	← 都道府県の区域を越える避難が指示され、受入協議を受けたとき
	生活	
	復帰	← 避難の指示が解除され、避難住民等の復帰の完了
復旧・復興		

イ この期間に予想される状況と留意点

他都道府県からの避難住民等は、受入地域で避難生活をおくり、県と受入地域の市町村等は協力して避難住民等の受入、救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害の対処の準備、受入に伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、避難住民等の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、関係機関と連携し、市町村が行う避難住民等の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(2) 実施要領

ア 受入地域の決定

都道府県の区域を越える避難において、県内に避難先地域が定められたときは、速やかに受入地域を決定し、受入地域である市町村長及び避難元の都道府県知事に通知します。

また、各市町村長、他の執行機関、関係指定（地方）公共機関並びに避難施設の管理者にも併せて通知します。

イ 情報の的確かつ迅速な収集、受入決定及び住民への提供

避難住民等の受入、救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、市町村、関係機関・団体と共有するとともに、受入地域住民へ周知します。

ウ 実施体制の活動

県は、市町村、関係機関・団体と連携し、避難住民等の受入、救援体制へ移行します。

県対策本部は、避難住民等の受入を総合的に推進します。

エ 再避難・復帰の準備

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、再避難・復帰の準備を行います。

オ 救援の実施

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等に対する救援を実施します。

カ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の対処準備、防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

キ 住民生活の安定確保

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
政策統轄総局	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
<u>元気づくり総令 和の改新戦略本 部</u>	1 国民保護に関する広報、 広聴 2 報道機関との連絡調整、放送要請 <u>3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること</u> <u>4 避難住民等の県税の減免、徴収猶予</u> <u>5 県議会に関すること（臨時議会の招集）</u> <u>6 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>7 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>8 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>9 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本 部</u>	<u>1 外国人の安否情報・被災情報の収集等</u> <u>2 外国人に関する広報、避難、救援</u> <u>3 空港施設の把握、確保</u> <u>4 避難生活用の物資運送のための空港施設の管理運用</u>
<u>男女協働未来創 造本部</u>	<u>1 男女共同参画の視点を活かした受入の助言</u> <u>2 他部局の応援に関すること</u>
危機管理 局 <u>部</u>	1 受入のための県対策本部の設置、運営 2 避難住民等の受入、救援に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 受入、救援に係る市町村の連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 安否情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部における通信施設の保全 <u>7 救援物資の確保、運送及び配分</u> <u>8 避難所の運営</u> <u>9 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u> <u>10-7 前各号のほか国民保護措置の総合調整</u>
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 避難住民等の県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9-5 職員の動員、派遣要請、受入 10-6 職員の安否、補償 <u>7 私立学校に関すること</u> 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること <u>8 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用</u>

地域 <u>社会</u> 振興部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 2 私立学校に関すること 2-3 市町村の行財政運営の支援 3-4 安否情報・被災情報の収集等 4 人権の擁護の確保 5 国民保護に関する広聴
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援
福祉保健部	1 救援物資の確保、運送及び配分 2 避難所の運営 1-3 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2-4 義援金の収配等 3-5 医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 4-6 保健衛生に関すること

機 関 名	事務又は業務
子ども家庭部	<u>1 児童福祉施設等に関すること</u>
生活環境部	1 上下水の供給及び応急給水 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給 6 死体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 10 建築制限、緩和 <u>11 市街地状況の把握、対策</u>
商工労働部	1 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 2 避難住民の就職支援 3 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 6 農道・ （広域農道、農免農道を除く。） 林道状況の把握、確保 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集
県土整備部	1 道路 （広域農道、農免農道を含む。） 状況の把握、確保 2 空港 、港湾施設等の把握、確保 3 市街地状況の把握、対策 3-4 公共施設用地の供与、土地等の使用 4-5 土木等資材の需給対策 5-6 支障となる工作物の除去 6-7 避難生活用の物資運送のための道路、 空港 、港湾、漁港施設の管理運用 7-8 避難生活中の公共土木施設の管理運用

	8-9 応急公用負担等
会計管理 部者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
総合事務所（東 部地区は東部 地 域振興事務所振 興監 ）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施

機 関 名	事務又は業務
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 1-2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1 県立病院の医療救護活動
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難・被災児童・生徒の救援及び応急教育 3 避難・被災児童・生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護 6-7 授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 関係機関との協力 3 避難住民等の安全確保、誘導 4 受入地域、避難所等の警戒 5 受入等に係る交通規制 6 避難住民等に対する支援活動 7 武力攻撃災害に係る応急措置の実施 8 避難住民等の救出救助 9 被災、安否情報の収集・伝達 10 関係都道府県警察との協力 11 警備用装備資機材の調達 12 警察通信の確保 13 特殊標章等の交付、使用許可

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 受入のための市町村対策本部の設置 2 受入の実施 3 救援の実施、補助 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の実施 6 緊急通報の伝達、通知 7 退避の指示、警戒区域の設定等 8 廃棄物の処理 9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資等の価格安定措置 11 水の安定供給 12 消防、救急、救助の実施 13 住民等への情報の提供

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

- (1) 情報
別紙第5「避難段階の計画」に準じて警報、避難措置指示等の内容及び住民の避難に関する情報を、別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等の救援に関する情報を収集、整理、提供します。
- (2) 実施体制
別紙第4「避難準備段階の計画」に準じて県対策本部など、受入体制を整備します。
県対策本部は、受入、配分等を決定し、受入、救援等に係る連絡調整を行います。
- (3) 補給支援
別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて避難住民等に対する補給支援を実施します。
- (4) 運送
別紙第5「避難段階の計画」に準じて、避難住民等の受入を行い、別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の救援に関する緊急物資等の輸送を実施します。
- (5) 衛生
別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等の衛生を確保します。
- (6) 施設
別紙第5「避難段階の計画」、別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等を受け入れ、収用施設等を提供します。
- (7) 人に関すること
別紙第5「避難段階の計画」に準じて、職員の確保、被災者・遺体の搜索、救出、埋葬、火葬、遺体の処理等を行います。
- (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化
別紙第4「避難準備段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の予防、対処準備を実施し、武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて、武力攻撃災害対処を行います。
- (9) 国民生活の安定に関する措置
別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、国民生活安定措置を実施します。
- (10) 広報、広聴活動
別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等及び受入地域住民に対する広報、広聴活動を実施します。

5 その他

別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、応急教育等を実施・要請します。

平成17年7月22日 内閣総理大臣同意
平成22年7月27日 内閣総理大臣同意
平成29年6月20日 内閣総理大臣同意
令和 年 月 日 内閣総理大臣同意

鳥取県国民保護計画

編集発行 鳥 取 県
事務局 鳥取県危機管理~~局~~部危機対策・情報課
〒680-8570
鳥取市東町1丁目271番地
TEL (0857) 26-7878
FAX (0857) 26-8137
E-mail kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp
